



## 石垣市こども医療費助成制度

こども医療費助成制度とは、健康保険の適用を受けて支払った医療費の一部負担金が払い戻される制度（県内自動償還払い）です。

★平成27年10月1日から、就学前まで通院の対象年齢が拡充されました。

拡充の対象年齢：平成21年4月2日生まれから平成23年10月1日生まれまで。

・平成27年9月30日診療分まで

0歳児から3歳児（満4歳に達した日の属する月の末日まで）



・平成27年10月1日診療分から

0歳児から小学校就学前児まで（満6歳に達した以後の最初の3月31日まで）

※医療機関で受診する際には新たな受給資格証をご提示ください。

※3歳児以降の通院については、1ヶ月につき1つの医療機関と同医療機関から処方された薬局調剤分を合算して1,000円を超えた額の助成となります。

★新受給者証（オレンジ色）が届いていない場合は、受給資格認定申請手続きが必要です。

《受給資格認定申請手続きに必要なもの》

① 印鑑（認め印） ②子どもの健康保険証 ③振込み先の預金通帳 ※④所得課税証明書  
④については転入してきた場合に必要となります。【例】を参考に必要年度の所得課税証明書を所得申告した市町村からお取り寄せください。

【例】平成26年8月～平成27年7月受診分：平成26年度所得課税証明書

平成27年8月～平成28年7月受診分：平成27年度所得課税証明書

平成28年8月～平成29年7月受診分：平成28年度所得課税証明書

★入院の対象年齢について

0歳児から中学校卒業（満15歳に達した以後の最初の3月末）まで、これまでと同じで変更はありません。また、入院のみ対象の児童（就学児童～中学校修了前）については、引き続きこれまでの受給者証となります。

★助成を受けることができるお子様

- 石垣市に住所を有し各健康保険に加入している子どもが対象となります。
- 生活保護受給者、その他医療費の公的助成を受けている方は対象になりません。
- 年齢拡充の対象年齢で母子父子医療費を受給している方は、平成27年10月1日診療分からは、こども医療費助成の対象となりますので申請書の提出が必要となります。

お問い合わせ先 石垣市福祉部 児童家庭課 こども医療費担当 0980-82-1704